

平成 28 年度

株式会社環境サービス 寄居工場

環境調査報告書

平成 28 年 12 月

株式会社 環境総合研究所

1. 騒音

- (1) 調査地点：仮想敷地境界 NO.7 (地上 1.2m)
- (2) 調査日時：平成 28 年 11 月 25 日(金)
- (3) 調査方法
騒音規制法の「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年、厚・農・通・運告示第 1 号）」及び「JIS Z 8731」に準拠した。
- (4) 調査結果
調査結果は表 1 に示すとおり、規制基準を下回っていた。

表 1 騒音レベル調査結果

単位：dB

時間帯	測定時間	騒音レベル 調査結果	規制基準
朝	7:33～ 7:43	< 38	60
昼 間	11:27～11:37	< 44	65
夕	21:30～21:40	< 38	60
夜 間	22:00～22:10	< 37	50

- 注) 1. 工場からの騒音が確認されない場合、90%レンジ下端値 (L_{A95}) 未満とした。
2. 規制基準は騒音規制法における「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の近隣商業地域（第 3 種区域）の数値とした。

2. 振動

- (1) 調査地点：仮想敷地境界 NO.7
- (2) 調査日時：平成 28 年 11 月 25 日(金)
- (3) 調査方法
振動規制法の「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年、環境庁告示 90 号）」及び「JIS Z 8735」に準拠した。
- (4) 調査結果
調査結果は表 2 に示すとおり、規制基準を下回っていた。

表 2 振動レベル調査結果

単位：dB

時間帯	測定時間	振動レベル 調査結果	規制基準
昼 間	7:33～ 7:43	< 25	65
	11:27～11:37	< 25	
夜 間	21:30～21:40	< 25	60
	22:00～22:10	< 25	

- 注) 1. 振動の大きさは 10 分間の 80%レンジ上端値 (L_{10}) とした。
2. 規制基準は振動規制法における「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」の近隣商業地域（第 2 種区域）の数値とした。

3. 悪臭

- (1) 調査地点：敷地境界 1 地点（仮想敷地境界 NO. 7）
排出口 1 地点（臭気濃度のみ）
- (2) 調査日時：平成 28 年 11 月 25 日（金）
- (3) 調査方法
臭気濃度は埼玉県告示第 604 号（平成 14 年）、特定悪臭物質については環境庁告示第 9 号（昭和 47 年）に示される方法とした。
- (4) 調査結果
調査結果は表 3 に示すとおり、規制基準を下回っていた。

表 3 悪臭分析結果

単位：ppm（臭気濃度除く）

悪臭項目		分析結果	規制基準
アンモニア		< 0.1	1
メチルメルカプタン		< 0.001	0.002
硫化水素		< 0.001	0.02
硫化メチル		< 0.001	0.01
二硫化メチル		< 0.001	0.009
トリメチルアミン		< 0.001	0.005
アセトアルデヒド		< 0.01	0.05
スチレン		< 0.05	0.4
ノルマル酪酸		< 0.0005	0.002
ノルマル吉草酸		< 0.0005	0.002
イソ吉草酸		< 0.0005	0.004
臭気濃度	仮想敷地境界	< 20	20
	気体排出口	50	500
(参考) 臭気指数	仮想敷地境界	< 10	15
	気体排出口	17	27

- 注) 1. 規制基準は悪臭防止法による規制の農業振興地域（B 区域）の数値。
2. 臭気濃度は埼玉県生活環境保全条例による規制の近隣商業地域の数値。
3. 参考として、臭気指数規制値を示した。

4. 水質

- (1) 調査地点：事業場放流口1地点
- (2) 調査日時：平成28年11月25日(金)
- (3) 調査方法

水質の分析はJIS K 0102、環境庁告示第59号(昭和46年)及び下水試験方法(1997年)に示される方法とした。

- (4) 調査結果

調査結果は表4に示すとおり、規制基準を下回っていた。

表4 水質分析結果

水質項目	単位	分析結果	規制値
銅及びその化合物	mg/l	< 0.1	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	< 0.1	—
クロム化合物	mg/l	< 0.05	—
フェノール化合物	mg/l	< 0.1	—
鉄及びその化合物	mg/l	< 1.0	—
マンガン及びその化合物	mg/l	< 1.0	—
ふっ素化合物	mg/l	< 0.8	—
水素イオン濃度	pH	6.8	5.8~8.6
BOD	mg/l	16	20
COD(Mn)	mg/l	16	—
SS	mg/l	< 5	—
N-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/l	< 2.5	—
N-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/l	< 2.5	—
窒素含有量	mg/l	21	—

注) 規制値のうち、pHとBODについては埼玉県浄化槽設置指導要綱に定める水質基準。